

議案第73号

逗子市市税条例の一部改正について

逗子市市税条例の一部を次のように改正する。

平成27年12月3日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市市税条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

- 第4条 市長は、法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予（以下「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする金額を当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。
- 2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。
- 3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更すること

ができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

第4条の次に次の4条を加える。

(徴収猶予の申請手続等)

第4条の2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入をするかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入する場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
  - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
  - (4) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
  - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、税目、納期限及び金額
  - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
  - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
  - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。  
(職権による換価の猶予の手続等)
- 第4条の3 第4条第1項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。
- 2 第4条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
  - (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の手続等)

第4条の4 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 第4条第1項の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。

3 第4条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第4条の2第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第4条の2第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第4条の2第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第4条の2第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第4条の5 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 猶予に係る金額が1,000,000円以下である場合
- (2) 猶予期間が3月以内である場合
- (3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

第12条の表左欄中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第14条第1項中「所得税法第226条第1項」を「所得税法第226条第1項又は第3項」

に改め、「前年の給与所得」の次に「又は公的年金等に係る所得」を加え、同条第2項中「賦課期日現在において、」を「住所、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）並びに賦課期日現在において」に改め、同条第3項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）」を加える。

第17条の2中「特別徴収対象年金所得者である場合は、同項及び法第321条の7の8第1項の規定により」を「法第321条の7の2第1項に規定する特別徴収対象年金所得者である場合においては、同項及び同条第2項並びに同法第321条の7の8第1項に規定する」に改める。

第36条中「100分の0.3」を「100分の0.2」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第17条の2及び第36条の改正規定 公布の日
  - (2) 第14条の改正規定 平成28年1月1日（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）
- 2 改正後の逗子市市税条例（以下「新条例」という。）第4条、第4条の2及び第4条の5（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「平成28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に申請される平成28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「平成28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新条例第4条の3及び第4条の5（平成28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた平成28年旧法第15条の5第1項の

規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

- 4 新条例第4条の4及び第4条の5（平成28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

（個人の市民税に関する経過措置）

- 5 新条例第14条第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（法人の市民税に関する経過措置）

- 6 新条例第14条第3項の規定は、平成28年1月1日以後に行われる申告について適用し、同日前行われる申告については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 7 新条例第36条の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（提案理由）

都市計画事業費の今後の見通しを勘案し、都市計画税の税率を改め、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が施行されたことに伴う徴収金の徴収猶予及び換価の猶予に係る規定を追加し、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）の公布に伴う個人又は法人の市民税の申告書等の記載事項に個人番号又は法人番号を新たに追加するとともに、所要の字句等を改める要あることから提案する。